

第2章 事業の概要

1 令和6年度事業の概要

- (1) 業務状況
- (2) 建設及び改良事業
- (3) 財政状況
- (4) 経営指標に関する事項

2 水道料金等

- (1) 水道料金表
- (2) 水道加入金
- (3) 給水工事申請手数料

1 令和6年度事業の概要

(1) 業務状況

水道事業における年度末の給水人口は160,318人になり、前年度に比べ3,130人減少し、給水件数は83,704件になり、前年度に比べ461件減少した。

年間給水量は19,199,139m³になり、前年度に比べ286,159m³の減少となった。有収水量は16,975,110m³になり、前年度に比べ162,141m³の減少となった。この結果、年間給水量に対する有収水量の割合である有収率は、前年度を0.5ポイント上回り、88.4%となった。

(2) 建設及び改良事業

安全でおいしい水を安定的に供給するため、水道施設の建設改良に係る各種事業を推進した。

浄水場については、森山浄水場において送水ポンプ棟築造工事（令和4年度から6年度までの継続事業）、受変電設備改築工事（令和5年度から6年度までの継続事業）等を実施し、施設の建設改良に努めた。

送水及び配水施設については、ポンプ設備改修工事等を実施するとともに、配水管については、緊急度の高い老朽管の更新工事を行い、施設の改良に努めた。

(3) 財政状況

損益計算において、収益的収入は3,300,086,793円で前年度に比べ10,172,717円の増額、収益的支出は3,055,377,979円で、前年度に比べ123,166,787円の増額となった。この結果、当年度の純利益は、244,708,814円となり、前年度に比べ112,994,070円減少した。

資本的収入及び支出においては、収入総額^{※1}12,757,389,120円に対し、支出総額は4,155,820,535円で、その不足額1,398,431,415円は、当年度分損益勘定留保資金等^{※2}で全額補填した。

【※1 収入総額】

翌年度へ繰越される支出の財源に充当する額 825,000円を除いた額

【※2 当年度分損益勘定留保資金等】

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 273,403,136円

繰越工事資金 935,000円

減債積立金 657,702,884円

過年度分損益勘定留保資金 20,146,863円

当年度分損益勘定留保資金 446,243,532円

(4) 経営指標に関する事項

令和6年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、経常費用の増加等により前年度比5.08ポイント減の108.23%となっているが、健全経営の水準とされる100%を上回っている。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、経常費用の増加等により前年度比6.54ポイント減の105.41%となったが、事業に必要な費用を給水収益（水道料金）で賄えている状況とされる100%を上回っている。

(経営指標の推移)

(単位 %)

指標名	R2	R3	R4	R5	R6
経常収支比率	110.07	114.90	112.25	113.31	108.23
料金回収率	107.76	112.94	109.98	111.95	105.41

(参考) 類似団体平均値 (R5) 経常収支比率 109.67%

料金回収率 101.11%

※ 経常収支比率とは、給水収益（水道料金）や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表し、経営の健全性を示す指標である。

(計算式) 経常収支比率＝経常収益÷経常費用×100

※ 料金回収率とは、水道水の供給に要する費用を、どの程度、給水収益（水道料金）で賄えているかを表した指標であり、料金水準を評価することができる。

(計算式) 料金回収率＝供給単価÷給水原価×100

2 水道料金等

(1) 水道料金表（平成26年4月1日から）

水道料金（1か月につき）							
給水管 の口径	専 用 栓					特別計量栓・湯屋栓	
	基本料金	従 量 料 金 （1m ³ につき）				基本料金	従量料金 （1m ³ につき）
		第1ブロック	第2ブロック	第3ブロック	第4ブロック		
mm							
φ 13	790 円	1～10m ³ まで 23円				500 円	
20	1,210 円	11～20m ³ まで 126円				900 円	
25	1,570 円					1,270 円	
30	1,820 円		21～30m ³ まで 144円	31～ 100m ³ まで 180円	101m ³ 以上	1,820 円	特別計量栓 341円
40	3,000 円				219円	3,000 円	湯 屋 栓 104円
50	4,500 円	1～20m ³ まで 126円				4,500 円	
75	10,000 円					10,000 円	
100	17,500 円					17,500 円	
150	39,000 円					39,000 円	
200	69,000 円					69,000 円	

上記の額に、100分の110を乗じて得た額が水道料金となる。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

※令和元年10月1日 消費税改正

<算出例> 口径20mmの一般家庭で1か月の使用水量が25m³の場合

基本料金 1,210円

従量料金 2,210円（1～10m³まで 230円(@23×10)

11～20m³まで 1,260円(@126×10)

21～25m³まで 720円(@144×5)

小 計 3,420円×1.10=3,762円

(2) 水道加入金（平成26年4月1日から）

(税込み)

給水管の口径	水道加入金の額	給水管の口径	水道加入金の額
φ 13 mm	29,700 円	φ 50 mm	484,000 円
φ 20 mm	66,000 円	φ 75 mm	1,100,000 円
φ 25 mm	110,000 円	φ 100 mm	1,958,000 円
φ 30 mm	176,000 円	φ 150 mm	4,400,000 円
φ 40 mm	313,500 円	φ 200 mm	7,810,000 円

「給水管の口径」とは、給水管に取り付けられるメータの口径と同口径のものをいう。

メータ口径を増加する工事の加入金の額は、新口径にかかる加入金と旧口径にかかる加入金の差額とする。

※令和元年10月1日 消費税改正

(3) 給水工事申請手数料

種 類	区 分	金 額
給 水 工 事 申 請 手 数 料	工事費が 1万円未満 1件につき	300 円
	〃 1万円以上3万円未満 〃	600 円
	〃 3万円以上5万円未満 〃	1,200 円
	〃 5万円以上10万円未満 〃	2,200 円
	〃 10万円以上15万円未満 〃	3,700 円
	〃 15万円以上20万円未満 〃	5,200 円
	〃 20万円以上 〃	工事費の3%以内
道路占用申請手数料	国、県道の占用を要するもの 〃	2,000 円
既設管検査申請手数料	水栓(蛇口) 1栓につき	200 円
指定給水装置工事事業者指定申請手数料	1件につき	10,000 円
指定給水装置工事事業者指定更新申請手数料	1件につき	10,000 円